

七尾市宅地復旧支援事業（復興基金）について

●補助率（補助金額）、補助対象について

R8.8 版

補助率（補助金額）

補助対象額（上限額 1, 200 万円）

補助金 補助率 2/3（上限 766.6 万円）	補助金増額 負担率 (1/6)	個人負担額 負担率 (1/6)	個人負担額 50 万円
-----------------------------	--------------------	--------------------	----------------

七尾市負担

個人負担額

補助額（上限 958.3 万円）

- ◎個人負担額（率分）の半分を七尾市が負担
個人負担は 50 万 + 補助対象額の 1/6 に軽減
- ◎補助対象額上限は 1, 200 万円（税込み）
- ◎補助交付額上限は 958.3 万円（税込み）

対象者

- ・市内にある被災した宅地の所有、管理者又は占有者
（管理者又は占有者は所有者から工事の施工について承諾を得たもの）
- ・市内で被災した全壊・半壊解体世帯で市内の別の宅地で住まいの再建を行う者
※全壊・半壊解体世帯は、元の居住地又は別の宅地のどちらかで宅地復旧を支援
別の宅地での復旧は元の住居が解体されていることが条件

対象宅地

令和 6 年能登半島地震発生時に住宅（民間企業や団体等の社宅や寮は含まない）の用に供されていた土地

- 戸建住宅
- アパート及びマンション（1 宅地、1 所有者とみなす）
- 店舗（事務所）併用住宅のうち住宅の用に供する部分
- 全壊・半壊解体世帯の方は元の居住地か 別の宅地 のいずれか

※別の宅地とは、市内において、新たに購入・譲渡により取得する宅地又は借りた宅地のほか、既に所有している宅地とし、発災後に造成された宅地、新築建売の宅地、農地は対象外

対象外宅地（例）： ○住宅となる家屋がない倉庫・納屋 ○店舗 ○事業所・事務所 ○工場
○事業用倉庫 ○社宅 ○その他 住宅とは認められない建築物 ○農地

補助額

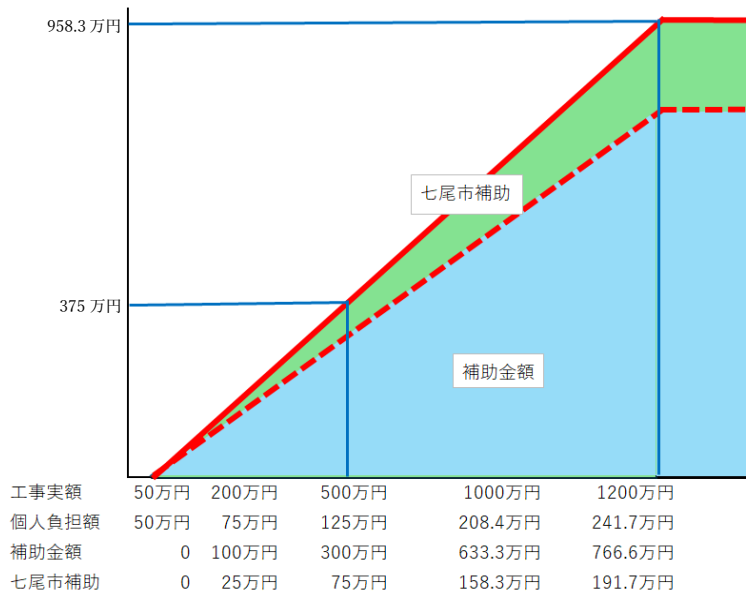
対象工事实額から50万円を控除した額に
5/6を乗じた額

例) 対象工事实額が500万円の場合

$$(500 \text{ 万円} - 50 \text{ 万円}) \times (5/6) = \underline{375 \text{ 万円 (補助額)}} \\ \underline{125 \text{ 万円 (個人負担)}}$$

※対象工事实額とは、対象工事に関する調査、
設計、工事に要した費用の合計(消費税及び
地方税を含む)

※補助額の上限：958万3千円



対象工事

- (1) のり面の復旧工事
- (2) 擁壁の復旧工事(旧擁壁の撤去及び擁壁に関する
排水施設設置工事を含む)
- (3) 地盤の復旧工事(陥没への対応工事を含む)
- (4) 地盤改良工事
液状化が発生した区域における再発防止のための
住宅建屋(住宅及び住宅に付属する用途に供する
建築物)下の地盤改良工事
- (5) 住宅基礎の傾斜修復工事
住宅建屋の基礎の沈下又は傾斜を修復する工事
(ジャッキアップ等)

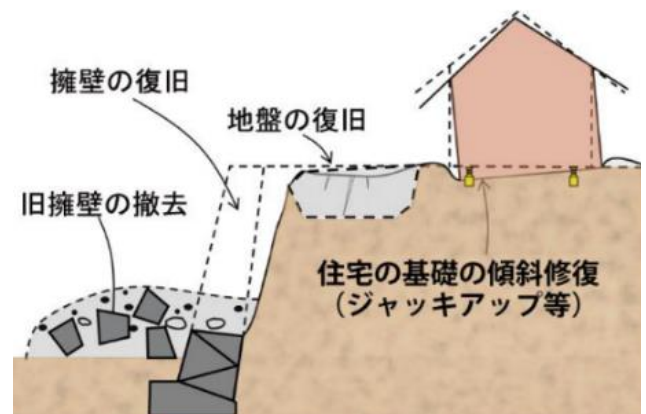
※(1)～(5)工事に関する調査及び設計費を含む

※復旧工事は原形復旧を基本するが、構造基準を満
たすものへの変更は対象とする

※令和6年能登半島地震により被災した宅地の復旧
工事等であり、既に工事が完了しているものも含む

※擁壁の高さが2mを超える擁壁を築造する場合、
建築確認申請の手続きが必要です

イメージ図



お問合せ先：七尾市 建設部 都市建築課 電話(0767)53-8469

※相談・申請等は事前に予約をいれてからお越しください